

小田原市勤労者会館条例を廃止する条例等の骨子案について

1 条例廃止の背景

小田原市勤労者会館（小田原市久野 6 2 3 - 5）は昭和 5 2 年 3 月に完成し、地域勤労者に福利厚生活動の場として提供してまいりましたが、竣工から約 4 0 年が経過し、設備の老朽化による修繕が必要となりました。また、旧耐震基準に基づいて設計された建築物であるため、耐震改修も必要となります。

そこで、老朽化や耐震化への対応と併せて、施設の利用状況や市民活動の場となる他の公共施設の整備状況なども踏まえ、勤労者会館のあり方について検討を進めてきました。

その結果、市民活動の場としては、「おだわら市民交流センター」を始めとする公の施設が市内各所に設置されていることから、同会館は役割を終えたものとして、平成 2 9 年 3 月 3 1 日をもって廃止することといたしました。今後は、勤労者の福利厚生活動支援につきましては、ソフト面で各種施策の充実に務めてまいります。

以上のことに伴い、小田原市勤労者会館条例及び同条例施行規則を廃止するものです。

2 内容

小田原市勤労者会館条例及び同条例施行規則を廃止します。

3 施行期日

平成 2 9 年 4 月 1 日